

# 2024年度スクール型研修 主な変更点一覧

(2024年10月期以降)

2024年5月29日

©GLOBIS. All Rights Reserved.

GLOBIS

# スクール型研修：主な変更点一覧(2024年10月期以降)※青字更新

規約種別	項目名	修正内容
株式会社グロービス スクール受講規約	【入学・受講申込】 → 【受講申込】	法人申込締切日および受講申込受付日を明記 2024年10月期よりグロービス・マネジメント・スクール/グロービス・エグゼクティブ・スクールの入学金制度廃止に伴い、入学・入学金に関わる内容を削除
	【申込・受講料の支払い】	入学金に関わる内容を削除（2024年10月期よりグロービス・マネジメント・スクール/グロービス・エグゼクティブ・スクールの入学金制度廃止の為）
	【申込内容の変更・キャンセル】	入学金に関わる内容を削除（2024年10月期よりグロービス・マネジメント・スクール/グロービス・エグゼクティブ・スクールの入学金制度廃止の為） キャンセル料の変更
	【振替制度】	2023年1月期受講生をもって翌開講期振替制度の廃止に伴い、翌開講期振替制度に関する記載を削除
	【再受講制度】	個人申込の場合における再受講制度廃止に伴い、削除
	【不正行為】	試験の文言を削除 配付資料をハンドアウトに変更 不正行為の対象を分かりやすい表記へ変更
株式会社グロービス スクール法人利用規約 学校法人グロービス経営大学院 法人利用規約	【位置づけ、適用】	個別の契約に関する文言を削除 法人受講生の個人情報に法人側に帰属していることを追記
株式会社グロービス スクール法人利用規約	【受講申込】	法人申込締切日および受講申込受付日を明記 受講申込・内容含む変更は、変更前の申込をキャンセルの上、申込締切日までに改めて申込をすることを追記 キャンセル待ちの申込は、申込締切日後に自動でキャンセルとなる旨、追記
	【支払義務】	入学金に関わる内容を削除（2024年10月期よりグロービス・マネジメント・スクール/グロービス・エグゼクティブ・スクールの入学金制度廃止の為）
学校法人グロービス経営大学院 法人利用規約	【科目等履修生の受講申込】	法人申込締切日および受講申込受付日を明記 受講申込・内容含む変更は、変更前の申込をキャンセルの上、申込締切日までに改めて申込をすることを追記

# スクール型研修：主な変更点一覧(2024年10月期以降)※青字更新

規約種別	項目名	修正内容
学校法人グロービス経営大学院 法人利用規約	【科目等履修生の受講申込】	法人申込締切日および受講申込受付日を明記 受講申込・内容含む変更は、変更前の申込をキャンセルの上、申込締切日までに改めて申込をすることを追記
	【支払義務】	過去にスクール型研修を受講し、入学金をお支払いいただいたことがある受講生の場合には、初めて大学院単科を受講する際に入学金の支払いは不要となる旨を明記

# スクール型研修：主な変更点一覧(2024年10月期以降)

規約種別	項目名	修正内容
学校法人グロービス経営大学院 学位・学則規 則・受講規約	(受講料の納付、返金) ■第9条第10項	「本学の課程における修得単位と認められた」を「修了に必要な修了要件単位として認定された」に変更
	(最大履修単位) ■第14条第1項	「なお、本受講規約において単位累計を示す場合、実際に修得した単位の累計を指すものとする。」を追記
	(懲戒退学の対象となる成績評価) ■第25条第1項	1項懲戒(退学)、2項「退学」を「懲戒」に変更
	(再入学)	■第34条第2項 再入学について下記に変更、2項以降次項へ変更(2→3、3→4・・・) 日本語MBAプログラムへの再入学の条件は以下とする。 (1)再入学日が、退学または除籍となった日の翌日から半年以上が経過していること (2)再入学日が、退学または除籍となった日の翌日から起算して5年以内であること
	(履修単位及び成績) ■第42条第2項	単科生のD及びF評価が3回以上となった場合の取り扱いについて文言を変更 D及びF評価が3回以上となった場合、原則としてそれ以降の科目等履修生としての履修は認めない。申し込んだ科目の履修は取り消し、該当科目の支払い済み受講料は全額返金する。但し、前期の成績が確定した時点で履修開始していた場合、以下の取扱いとする。 ・D及びF評価が3回ないし4回：最終回まで履修を認める。 ・D及びF評価が5回以上：開講後であっても履修を停止する。第8条に定める入学許可者の場合、その入学許可を取り消し、本科入学後の学費のうち、入学金を除く受講料を返金する。
	■第43条見出し	「科目等履修生の入学金及び」を追記→(申込・科目等履修生の入学金及び受講料の支払い)
	(申込内容の変更・キャンセル) ■第44条第2項	「返金にかかる諸手数料は原則として学生の負担とする。」を追加
	■附則1	1 本規約は、2024年4月1日から適用するものとする。但し、2025年4月の再入学を願い出る者については、第34条2項2号は適用しない。また、第43条(申込・科目等履修生の入学金及び受講料の支払い)および第44条(申込内容の変更・キャンセル)については、適用日に先立ち、当該条項に記載された行為が発生した時点から本規約を適用するものとする。2024年度入学を希望する志願者・入学許可者については、出願から入学手続に関して本規約に記載された行為が発生した時点から本規約を適用するものとする。

# GLOBIS